

# 令和 8 年度における水道水中の PFOS 及び PFOA の検査頻度

(出典：環境省水道水質・衛生管理室「水質基準に関する省令改正の概要について」 2025 年 8 月 8 日資料)

## ・検査頻度は原則 3 か月に 1 回

ただし、以下の場合には検査頻度の減、全量受水の場合の検査省略を検討することができる

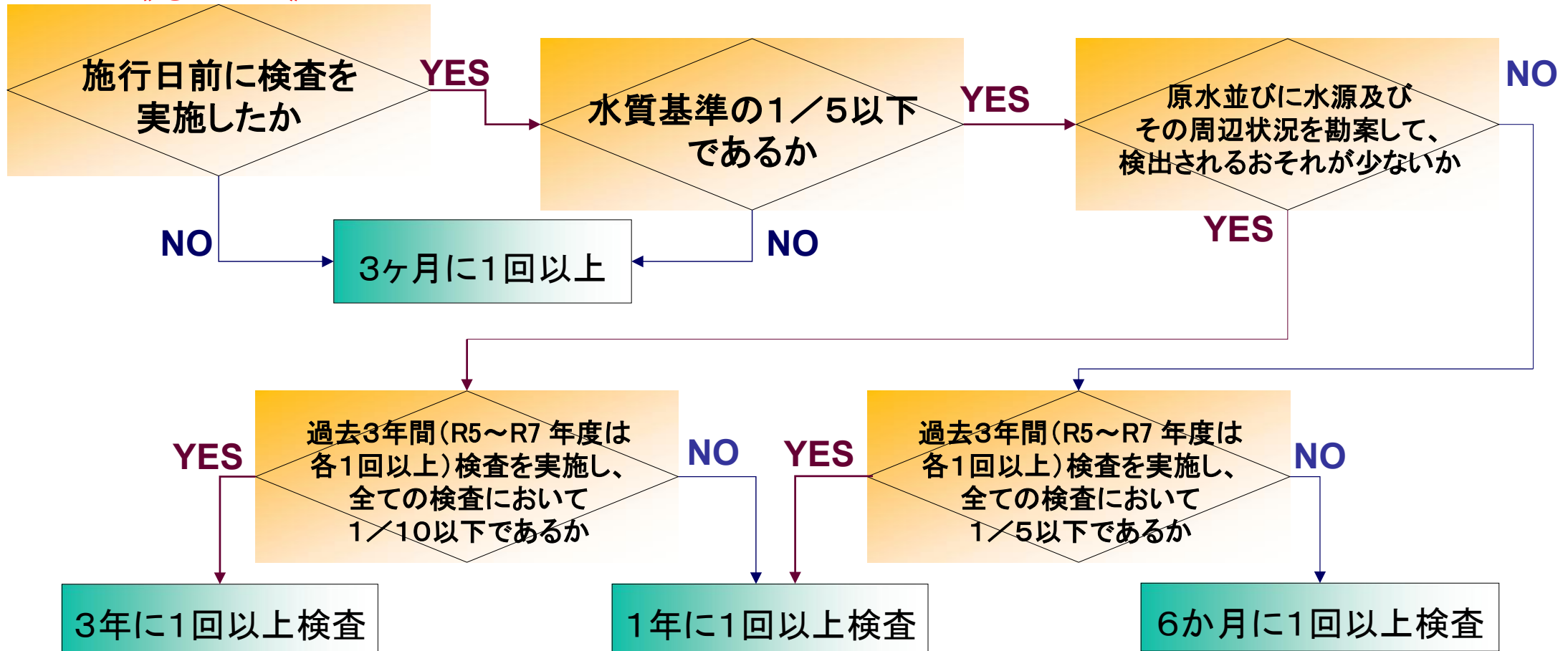
事業区分	検査頻度の減	全量受水の場合の検査省略
上水道事業	できない (令和 11 年度以降はできる)	<u>できる</u>
簡易水道事業 <b>注1)</b>	<u>できる</u> <b>注2)</b>	<u>できる</u>
専用水道 <b>注1)</b>	<u>できる</u> <b>注2)</b>	<u>できる</u>
水道用水供給事業	できない (令和 11 年度以降はできる)	できない

**注1)** 全量受水を行っている簡易水道事業および専用水道は、検査頻度減および検査省略をそれぞれ検討し、いずれか一方を適用することができる。

**注2)** 施行日前に検査を実施していない場合はできない。ただし、令和 9 年度以降は、施行日後の検査結果をもとに判断することができる。

本フローチャートは簡易水道事業、専用水道のみ適用できる

《 START 》

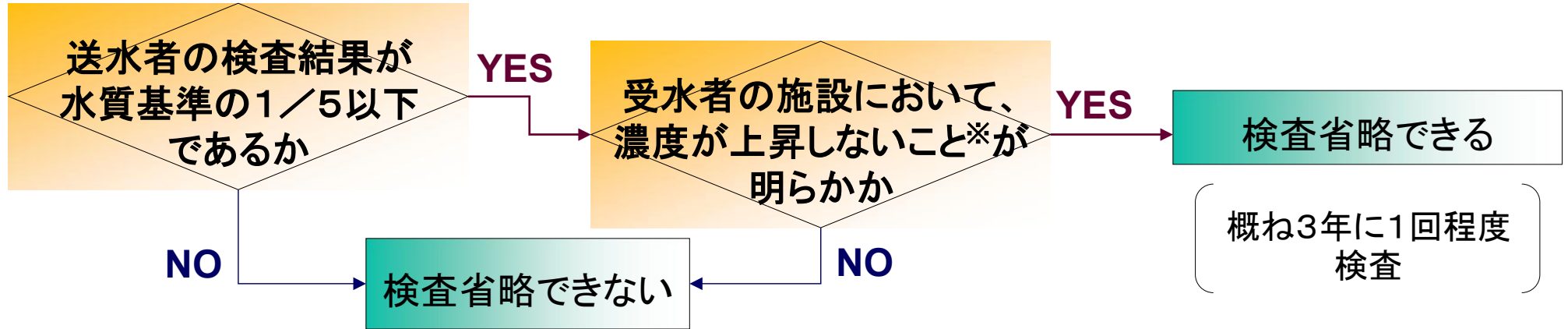


・配水系統ごとに判断を行う

・検査頻度を減じた後に、水質基準の1/5を超過した時は、その時点から「3か月に1回以上」の検査となる（1年間）

本フローチャートは上水道事業、簡易水道事業、専用水道のみ適用できる

《 START 》



※過去3年以内の同一年度を実施した送水者の検査結果と受水者が自ら実施した検査結果を比較して判断する。

- 配水系統ごとに判断を行う
- 複数の送水者から受水する場合は、いずれの検査結果においても水質基準の1 / 5 以下であること
- 省略後に送水者の検査結果において水質基準の1 / 5を超過した場合は、その時点から「3か月に1回以上」の検査となる。  
(1年間)

下表の方法、対象、頻度により行った場合、検査回数の判断に用いることができる

検査時期	検査方法	検査対象	検査頻度
施行日前	<p>「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号）別添 4</p> <p>「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」（平成 24 年 9 月 6 日付け健水発 0906 第 1 号別添、最終改正：平成 29 年 10 月 18 日）に従った評価をして目標に適合したもの</p>	給水栓、浄水施設の出口、送水施設、配水施設の水のほか、 <u>原水</u> を対象とできる	規定なし （各年度 1 回以上実施すれば、「過去 3 年間」の判断に用いることができる）
施行日後	「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）	給水栓、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設の水	水道法施行規則による

- ・省令施行後においては、施行前と施行後に行った検査の結果を合わせて、検査回数減を判断できる。
- ・施行日後の原水の検査結果は、検査回数の判断に用いることはできませんが、令和 8 年度以降、水質管理の観点から年 1 回の告示法に準じた検査をお願いしています。

# ミネラルウォーター等の PFOS 及び PFOA の検査

(出典：消費者庁「ミネラルウォーター類における PFAS(PFOS 及び PFOA)の成分規格の設定に関する食品、添加物等の規格基準の一部改正について」

「ミネラルウォーター類における PFAS(PFOS 及び PFOA)の成分規格の設定に関する食品、添加物等の規格基準の一部改正に伴う対応について」

PFOS 及び PFOA の和として：0.00005mg/L (50ng/L) 以下

対 象	規格基準		対 応
ミネラルウォーター類	成分規格	殺菌又は除菌を行うもの	◎ 必須
	製造基準	殺菌又は除菌を行わないもの (容器包装内の二酸化炭素圧力が 98kPa(20℃)未満)	◎ 「原水は、人為的な環境汚染物質を含むものであってはならない」 「ミネラルウォーター類の殺菌又は除菌を行うものの成分規格値」を適用
		殺菌又は除菌を行わないもの (容器包装内の二酸化炭素圧力が 98kPa(20℃)以上)	△ 原水について自主的に管理し、「ミネラルウォーター類の殺菌又は除菌を行うものの成分規格値」を参考に低減措置等対応
食品製造用水 (水道水以外)	食品一般の製造、加工及び調理基準		△ 自主的に管理し、「ミネラルウォーター類の殺菌又は除菌を行うものの成分規格値」を参考に低減措置等対応